

～差別や偏見のない、あらゆる人権が尊重される明るい社会をめざして～

基本的人権の享有を保障している日本国憲法のもと、「人権」は、すべての人々が生まれながらに持っている権利であり、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

当市では、市民一人一人の人権が尊重され、差別や偏見のない、明るい社会をめざして「胎内市人権教育・啓発推進計画」に基づき、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、同和問題等の様々な人権課題の施策を実施してまいりました。

しかしながら、児童虐待、いじめ、ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷や心ない書き込みなど様々な人権問題が後を絶たず生じており、こうした問題の解決に対し、迅速かつ的確な対応が強く求められてきています。

さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大が、公衆衛生・医療の危機のみならず経済・教育・文化などあらゆる側面に打撃を与えるとともに、憶測によるデマや誤った情報の拡散を助長し、私たちを取り巻く環境を大きく変化させ、従前からある人権問題を一層、多様化、複雑化させています。

これらの社会情勢を鑑み、「第2次胎内市人権教育・啓発推進計画」の施策の成果と課題を踏まえ、計画内容の見直しを行い、引き続き人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「第3次胎内市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました「胎内市人権教育・啓発推進委員会」委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査で貴重なご意見を寄せていただきました市民の皆様、中学生の生徒の皆様、心より厚く感謝申し上げます。

令和4年3月

胎内市長 井畑明彦